地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

最終改正　平成30年10月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、島田市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、第４条を除き、以下「請負者」という。）が公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、島田市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第５条第１項ただし書きに基づく、債権譲渡承諾事務取扱及び債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第１号の規定に基づき、金融保証を行う場合における事務取扱に関し必要な事項を定める。

（債権譲渡の対象工事）

第２条　債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等により工期が複数年度に亘る工事の最終年度以外に該当する工事

(3) 市が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項又は第167条の10の２第２項（167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(5) 市が債権譲渡の承諾を不適当と認めた工事

（債権譲渡の範囲）

第３条　譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第32条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。この場合において、債権譲渡契約証書（参考様式）に記載された請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。また、請負者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

３　当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事約款第47条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負金額から

既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

（債権譲渡先）

第４条　債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の事務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第５条　当該工事の出来形が２分の１以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来形の確認については、請負者が作成し、債権譲渡先が証明した月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第１号）の受領をもって足りることとする。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第６条　債権譲渡の承諾申請に際しては、請負者と債権譲渡先が共同して次の申請書類を提出するものとする。

なお、書類の提出は発注者に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

①　債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）　１通

②　請負者と債権譲渡先の締結済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写　１通

③　工事履行報告書（様式第１号）　１通

④　保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書　１通

⑤　発行日から３ヶ月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書　各　１通

⑥　振興基金が発行する債務保証承諾書の写　１通

（債権譲渡の承諾基準）

第７条　債権譲渡は、次の全てが確認された場合に承諾するものとする。

(1)　債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）が提出されていること。

①　様式第２号を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること。

②　請負者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。

③　債権譲渡先の所在地、名称、代表者及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写に記載されている被保証者名と一致していること。

④　契約締結日、工事名、工事箇所、工期に誤りがなく、かつ、第２条に定める

対象工事であること。

⑤　工事請負代金、支払済の前払金額及び中間前払金及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき請負者が請求できる工事請負代金債権と一致していること。

(2)　締結済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写が提出されていること。

請負者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。

(3) 工事履行報告書（様式第１号）が提出されていること。

① 実施工程の進捗率が、２分の１以上かつ既払い額以上であることを確認すること。

② 請負者が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされていること。

③ 請負者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）のものと一致していること。

(4) 印鑑証明書が提出されていること。

発行日から３ヶ月以内のものであり、原本が提出されていること。

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

① 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

② 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(6) 振興基金が債権譲渡先に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書の写が提出されていること。

(7) 当該請負契約が解除されていないこと又は工事約款第44条第１項各号に該当する恐れがないこと。

(8) 請負者及び債権譲渡先が当該工事請負代金債権者であること。

（債権譲渡の承諾手続）

第８条　債権譲渡の承諾は、第６条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第７条の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続きを行うこと。この場合における添付書類は、第６条に規定する申請書類等及び債権譲渡承諾チェックリスト（様式第４号）を添付すること。承諾後、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書（様式第３号）を請負者及び債権譲渡先にそれぞれ１通を交付することにより行うものとする。

２　前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、７日以内（島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第２号）第２条に定める取扱いとする。）に遅滞なく行うものとする。

３　債権譲渡整理簿（様式第５号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するも

のとする。

（債権譲渡の不承諾）

第９条　第６条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第７条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

２　前項の場合には、速やかに、請負者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第６号）を交付するものとする。

（出来形の確認）

第10条　保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来形確認を行うものとする。

２　前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事出来形査定協力依頼書（様式第７号）を提出するものとする。

３　前項の工事出来形査定協力依頼書（様式第７号）の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の報告書の要求）

第11条　債権譲渡の承諾後、請負者及び事業協同組合等は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに市に連署にて融資実行報告書（様式第８号）を提出するものとする。

（請負代金等の請求）

第12条　債権譲渡先は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができるものとする。

なお、債権譲渡承諾後は、請負者は請負代金等の請求をすることができない。

２　債権譲渡先が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、以下の書類を市に提出するものとする。

①　請求書（様式参考）　１通

②　債権譲渡承諾書（様式第３号）の写　１通

（請求書類の確認事項）

第13条　提出された請求書（参考様式）と当該請求書に添付された債権譲渡承諾書（様式第３号）の写により請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリスト（様式第４号）を使用して確認のうえ、所定の手続きを経て工事代金を支払うものとする。

（様式類の整備）

第14条　保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱いや契約書その他の様式類で本要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況支払

計画書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等（以下「様式類」という。）は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁あるいは、振興基金と協議の上、必要な手続を経て定めるものとする。

（不正時の対応）

第15条　保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が請負者又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、市は、当該不正を行った請負者又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

２　請負者又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

（その他事項）

第16条　本制度は、健全な請負者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡を申請したことをもって、請負者の経営状況が不安定であるとみなし、また入札契約手続等で不利益な取扱いをすることがないように十分留意するものとする。

２　本制度に係る債権譲渡によって、請負者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

（定めのない事項処理）

第17条　この事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて市が定めるものとする。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年10月１日から施行する。